

令和4年

新城市教育委員会

5月定例会会議録

新城市教育委員会

令和4年5月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 5月19日(木) 午後2時30分から午後3時35分まで

2 場 所 新城市役所本庁舎 4階 4-2、4-3会議室

3 出席委員

安形 博教育長 青山芳子教育長職務代理者 安形茂樹委員 夏目みゆき委員
原田真弓委員 夏目安勝委員 鈴木志保委員

4 説明のため出席した職員

鈴木教育部長
原田教育総務課長
中嶋学校教育課長
村田生涯共育課長
滝川生涯共育課参事
中村生涯共育課参事
湯浅生涯共育課参事
請井生涯共育課参事

5 書 記

下山教育総務課庶務係長

6 議事日程

日程第1

- (1) 教育長報告について
- (2) 行事・出来事(5月、6月)について

日程第2

- (1) 報告事項
ア パワーハラスメントの防止等に関する要綱について(学校教育課)

※次回定例会議(予定)令和4年6月23日(木)

○職務代理者

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和4年5月、定例教育委員会会議を開催させていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

議事日程のほうには書いてないですけども、会議録についての署名は、今日は。

事務局

今回はなしで。

○職務代理者

そういうことですね。はい、分かりました。

○職務代理者

それでは早速ですが、日程第1、教育長報告であります。先日原田委員が欠席でしたので、簡単な自己紹介をここでお願いしてよろしいでしょうか。

○委員

すみません、前回お休みをいただきました、原田真由美です。

ご存じの方も多いと思いますが、近況といえばこの春から長男が幸田町役場に勤めておりまして水道課なんです。

先日、岡崎の矢作川から巴川水系のバタバタして、なかなか家に帰ってこないという状況が、デンソーさんとか、いろいろ大きな会社があるので大変そうだなと思いながら、新城から通っています。

そして、三男は昨日から無事、東の都に修学旅行に行っておりまして、学校のブログを見て楽しそうだなあとと思いながら、無事に明日帰ってくる予定なので楽しんできてくれればと思っております。

今年度もよろしくお願いいたします。

○職務代理者

ありがとうございました。

日程第1 教育長報告

○職務代理者

ありがとうございました。

それでは日程第1の1、教育長報告について。

○教育長

今日は、教育方針を説明させていただきたいと思います。

主題、テーマは「子供が輝くまち新城」とさせていただきます。

主人公である子供がいつも輝いている、そういうふうな教育づくりをしたいと思っています。

3本の柱を立てました。

一つ目が心の通う教育。

子供にとって一番大事なものは家庭です。家庭からお子さんを学校でお預かりする、教師がきちんと子供を見て、子供にとってみれば私のことを見ていてくれる、私のことを分かっている、そういう安心感が子供がすくすく育つ大元になります。子供と親はもちろん、親と教師、そして教師と子

供、この心のつながり、心の通う教育を原点に進めていきたいと思っています。

二つ目は、失敗に学ぶ教育。

失敗回避、あるいは安全志向といったところが今、かなり求められているんですけども、実は学校が一番安全な場所で、そういう中で教育においては子供が思い切って失敗できる、そういう教育環境をつくりたいと考えています。失敗によって自分の足りなさに気づいたりだとか、相手への配慮の足りなさに気づいたりとか、いろいろなことを学べます。試行錯誤あるいは、格闘、場合によっては新しいことへの挑戦、そういうことをどんどん経験してもらって、少しの成功を得て学びにつなげていきたいと考えています。小学校、中学校時代にこういう経験を繰り返すことによって、子供のエネルギーとか生きる力のもとになるものが生まれてくると思っています。

三つ目は、子供主体の教育です。

文部科学省がいう子供主体、あるいは子供の主体性というようなことも含めてですが、もっともっと大きく捉えて、今の社会は我々がつくり出してきたものであるのだけれども、ここから10年先、20年先は、子供がつくり上げていく、親も、教師もそのことを十分認識し続けなければやはり子供にそういう力についてはついてこないというように考えます。

ここまでは新城の教育の原稿として1枚お配りしましたものにお書きいただいたとおりで、配付させていただきますが、実はその大本にあるもの、前回の教育委員会会議でも申し上げましたように、遊びだと私は思っています。幼少期の遊びが全ての基をつくるというように考えています。

例えば、①の心の通う教育の大本、子供にとって心を通わせる対象で一番大事なのは学校においては同年代の子供です。自分以外の子供とどれだけ心を通い合わせるか。その心の通い合わせというのが自然に生まれるのが遊びです。

私は、教育長室で執務を執ることが多いですが、必ず窓を開けておきます。そうすると1時になると歓声が耳の中に入ってきます。それは何かというと、新城小学校の昼放課の時間で、あれほど歓声を上げて運動場で遊んでいる。子供がいろいろな思いを持って遊んでいる。そういう時間をなるべくたくさん経験してもらいたい。そんな思いでいます。喜怒哀楽の感情が常に湧き起こるのが遊びです。授業はこうはいきません。その大本にあるのは遊びで、喜怒哀楽の感情が湧き起こり、常時子供同士で解決することが大切だと思っています。

二つ目の失敗に学ぶ教育、よくよく子供のそばにいと、本当に汚い言葉を使うし、けんかもしょっちゅうだし、もめごとなんて当たり前です。それがいいんですね。そういうことがないと、どうやって対応したらいいか自然に身についてこない。家で一人ゲーム対象だとなかなかそういう力が身についてこないと思います。だから遊びの中でいろいろな経験をして、失敗に学んでほしい。

三つ目、昨今、大人が介在しない時間のほうがぐっと減ってきて、子供だけの時間というのが本当に少ないと思います。学校では、授業であれば先生がいるし、家に帰れば保護者がいるし、習い事に行けばそこには大人がいる。昔はそうではなかったです。昔に戻ることはできませんけれども、本当は子供だけの世界をできるだけ多く経験させてあげたい。大人が介在しない子供だけの世界、それが遊びにはありますので、そういう中で子供の主体性というのが、どんどん磨かれてくと思っています。

最後に、グラフを描きましたが、3歳児を過ぎて園に入って、その辺りからぐっと遊びの質、量とも増えて、小学校中学年、高学年ぐらいまではぐっと遊びの時間に満たされて、それが中学校に行っ

でも、場合によっては高校でも大学でも、社会人になってからもそういう部分はいつも忘れないという気持ちは大事だと思っています。

実は、授業で子供の主体性ということを使うんですけども、1年たっても子供同士の関係があまりよくないと学びには至らないです。学びの深まりはありません。そうではなくて、子供がどの子にも言いたいことが言えるとか、自分の気持ちが分かってもらえるとか、そういう安心感があると学習内容が深まってきて、それに触発されて学級全体の子供たちみんなの力というのがついてくると思います。ですので、そういった認識を先生方に持っていただきたいということで、校長会を通じて遊びの大事さというのを言っております。そうしたら、前回の校長会議の後で、東郷西小学校の今泉校長が提案したのが、本年度うちの学校は課題なしと、夏休みも課題なしというようなことも言っていました。つまり学校が全て与えるのではなくて、夏休みであったら自分の暮らし方、時間のセッティングとか、マネジメントとかそれを子供自身が考えてやっていく、保護者にとっては不安な部分もあると聞いていますけど、新しい試みとしていろいろな先生がそういう思いを持ち始めたということで教育長報告とさせていただきます。

以上、よろしくお願ひします。

○職務代理者

ありがとうございました。

ただいまの教育長報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひします。

私のほうから1点、今お話の中で、子供が未来社会を作り出すという言葉がありました。それがとても気に入ってしまっていて、最近ではよく子供主体の学びの場であるべきということがよく言われてしまっていて、全くそのとおりでと思います。ですから、教師が学校で子どもたちに教えるというのではなく、子供たちが将来社会を、未来の社会をつくっていくんだということを常に頭に入れておいていただければ、教え方であるとか、子供がどうしたら学びやすくなるとか、そういう教育に結びつくのではないかなと思ひまして、ぜひこの言葉はいろいろなところで使っていただきたいと思ひました。

それでは日程第1の(2)5月、6月の行事・出来事について、教育総務課の方よろしくお願ひいたします。

○教育総務課長

それでは、教育総務課から行事・出来事について説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

5月12日、13日にかけて第72回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が開催され、教育長が出席をいたしました。

19日、本日ですが定例教育委員会会議を開催しております。

20日、令和4年度愛知県市町村教育委員会連合会第1回理事会が開催されます。

25日、第1回教育長会議が新城設楽総合庁舎で開催され、教育長が出席予定です。

6月に入りまして、市議会6月定例会が6月6日から開会されます。会期は24日までの予定となっております。

23日、定例教育委員会会議を開催予定です。

教育総務課からは以上です。

○学校教育課長

続いて、学校教育課お願いいたします。資料の2ページです。

たくさんの方が書き込まれているんですが、この中には大きく分けて三つのことが散りばめられています。一つ目は、中学校の修学旅行です。それぞれの学校、修学旅行に出かけているんですが、特徴的なのは東京、それからディズニーランドというような旅行が復活をしております。先ほど原田委員の話にもありました東郷中学校が、今、出かけているんですが、東郷中学校が東京ディズニーランドへ行って帰ってきます。25日には、新城中、八名中、作手中が行く予定であります。6月1日には鳳来中が出かけて行きます。鳳来中学校だけは、東京に行かずに山梨、静岡、山中湖、伊豆辺りへ行って帰ってくるみたいですが、ほかの学校は全て東京が日程の中に入っております。

二つ目、散りばめられているのが運動会、体育大会です。

例年、9月、10月辺りにあったのが、暑さ対策等もありまして、中学校は今年大きく高校入試の制度が変わるということで、春先に移ってきた学校が多くあります。

三つ目が、学校公開です。共育の日というような表記をしてある学校もあります。これまで6月に共育の日を設けて、自由に学校を見ていただくというような企画をやっておりましたが、コロナでここ2年、この動きがありませんでした。今年は大きなイベントをやるというよりも、これまで保護者にも見ていただけなかった学校での児童生徒の様子を見ていただくというような形で学校公開、あるいは共育の日という表記で学校の予定が書いてあります。

作手小学校の共育の日では、イベント的なことをやるという話があります。それから5月28日の東郷中学校の共育の日には、翌日の新城ジャズの演奏する人たちが吹奏楽の指導に来てくれるみたいな、ちょっとしたイベントみたいなことがあります。それ以外は大きなイベントとしての学校公開ではなくて、授業公開を中心とした共育の日、学校公開の日ということで予定に入っております。

以上です。

○生涯共育課（共育・文化係）

続きまして、資料の3ページをご覧ください。生涯共育課、共育文化係の主な行事・出来事です。

コロナウイルス感染防止対策のため、これまで書面開催等で対応してきました各種審議会、協議会等について開催を進めていく予定です。

5月14日には、新城市PTA連絡協議会総会を開催しました。26日には、新城市社会教育審議会を開催予定です。

6月の予定ですが、2日木曜日に新城市家庭地域教育推進協議会、25日には、生涯学習推進員の意見交換会を開催予定です。

以上です。

○生涯共育課（図書館係）

続きまして4ページ、新城図書館から5月、6月の行事・予定等について報告のほうをさせていただきます。

資料にありますように、引き続き毎週木曜日午後4時からビデオ上映会を、毎週土曜日午後3時から絵本の読み聞かせを開催しております。

また、4月23日から5月19日まで子ども読書週間でありましたので、この時期は1人15冊、貸出期間3週間の特別貸し出しを行って行いました。期間中は、1,700人余りのご利用をいただきまして、8,400冊の図書の貸出しがありました。

そのほか、5月10日に第2回の図書館まつり実行委員会を開催いたしました。令和4年度の図書館まつりを8月6日土曜日、7日日曜日の2日間で開催を予定しております。

また、5月13日金曜日ですが、午後11時半から12時まで東郷西小学校の3年生の児童45人と引率の先生4人が社会見学として図書館を見学をしていただきました。

図書館からは以上です。

○生涯共育課参事（スポーツ係）

5ページをご覧ください。生涯共育スポーツの5月、6月の予定になります。

5月12日ですが、中部ブロックB&G海洋センター連絡会議総会がありました。

13日には、東三河のスポーツ推進委員の第1回目の役員会がありました。

5月19日、本日ですが、市スポーツ推進員の第1回の総務委員会を行います。

21日土曜日ですが、市スポーツ推進員の実技研修会を予定しておりましたが、近日のコロナの関係で延期としております。日程は未定です。

5月28日、第1回新城こどもスポレククラブを新城総合公園で開催します。

5月31日には、B&G財団のほうへ市長が出席予定です。

6月になります。

6月1日より作手B&G海洋センターのカヌーのほうが開館します。

6月7日ですが、市スポーツ推進員の第2回定例会を行います。

6月18日ですが、第2回の新城こどもスポレククラブを鬼久保広場のほうで行います。

あとすみません。資料のほうでお配りさせていただいておりますが、先回ご質問頂きました、ニュースポーツの内容になっております。

以上になります。

○生涯共育課（文化財・資料館・保存館）

引き続きまして、6ページをご覧ください。

文化財資料館、長篠城史跡保存館からご報告申し上げます。

5月5日、長篠合戦のぼりまつりは法要のみの実施となりました。併せまして6月4日に設楽原決戦場まつりが例年ですと開催されますが、こちらも法要のみ勝楽寺での開催となります。

それから昨日、ちさと館において千郷郷土研究会の打合せがございました。野田城の戦いが本年度450年になるということで、地域としてそれにどう向き合うかということの打合せでございます。

それから4月29日からやっておりました保存館のほうの春の企画展、鳥居強右衛門に関する展覧会ですが、5月31日をもって終了いたします。

以上です。

○生涯共育課（鳳来寺山自然科学博物館）

博物館関係の行事・出来事です。7ページになりますのでご覧ください。

まず、5月につきましては、ゴールデンウィーク中の3日、4日におきまして友の会の行事として、春のミュージアムフェスティバルを開催しました。今年は、博物館オリジナル缶バッジ、マグネット、手ぬぐいなどの販売をはじめ、シカの角の輪投げ、毒キノコの射的、自分で描いた絵を缶バッジにするなどのイベントを行い、博物館の集客と表参道のにぎわいに一役買いました。

14日には、友の会の行事、コノハズクの声聞く会を開催し、12名が博物館で学芸員からコノハズ

クについての話を聞いた後に、設楽町境の仏坂トンネル付近でコノハズクの声を聞きました。ほかにも四谷千枚田付近、鳳来寺山行者越え駐車場にも足を運びましたが、こちらでは声は確認できませんでした。

18日には、東三河ジオパーク構想推進準備会が開催され、前年度の決算、今年度の事業計画案が審議され承認されました。また、今後のジオパーク構想の推進の方向性について、各自治体の意見を報告いただきました。20日には、ジオパーク専門部会を開催し、今年度の準備会の事業の検討を行っています。

22日には、野外学習会「キセルガイと桜淵の生き物」の開催を予定しています。現時点で募集定員の20名のお申し込みをいただいております。

6月の行事につきましては、1日、湿地サミットが長久手市で開催され、博物館職員と長ノ山湿地巡視会3名の方が参加を予定しています。

19日には、野外学習会「初夏の里山と湿地の植物」を開催いたします。紹介につきましては、本日別に配付させていただきましたチラシをご覧ください。

博物館からは以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

5月、6月の行事・出来事についてまとめて説明をいただきましたけれども、何かそれにつきまして質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。夏目委員どうぞ。

○委員

学校教育課のほうで報告されました学校公開と共育の日ということで、それぞれ活動のほう中心でところもあったかと思えますし、授業中心でということもあるというような報告でした。地域の方たちというのは、これに関する関わり方というようなものは、今年度はどのようになっているか教えていただきたいと思えます。

○学校教育課長

以前は、この共育の日はどこなたが来てもいいです。このことをお見せします、公開しますという形でした。去年、おとしは保護者も来ないでくださいというような形でした。今年度はその中間だとお考えになっていいかなと思えます。保護者の皆さんには案内しながら来てくださいというところですが、まだ地域の方たち誰でもどうぞということまではいっていないというような状況であります。これもコロナの感染状況によっては昨年度と同じような対応をせざるを得なくなるかもしれませんが、少し戻りつつあるというのが今年の共育の日、学校公開であります。

○委員

それでは、地域の方が自由には参加することはできないけれど、講師として参加するような場合もある、そんなことはありますでしょうか。

○学校教育課長

それは学校によって地域の方を呼んでということはあると思えます。

○委員

年に何回もあるものではないですけど、地域の方たちと学校というのがどちらも楽しみにしているということは、あちらこちらで伺いましたので、少しでも復活できるといいなと思えましたので伺

いました。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員

これは自然科学博物館からの報告されたことですが、湿地サミットというのが紹介されていますけど、ここにありますように長久手市という、久手という地名がそういう湿地を表しているというように聞いたことがありますけれども、どういう範囲の参加があるのでしょうか。

○生涯共育課（鳳来寺山自然科学博物館）

この湿地サミットですが、愛知県内での湿地サミットになっております。愛知県内の湿地を持つ自治体で持ち回りで開催しているもので、昨年、一昨年は新型コロナウイルス感染症の関係で中止となり、ようやく開催ということになります。内容といたしましては、長久手市の会場でお話を聞いた後に、現地見学。場所はモリコロパーク付近だということですが、こちらの現地へ行って湿地を視察して帰る。これも新型コロナウイルス感染対策の関係で、皆さん時間をずらして個々で視察してくださいというような格好で見学を行うこととなっています。

○委員

ありがとうございました。

○職務代理者

ほかによろしいですか。

○委員

紹介です。

昨日、八名中の体育大会がありまして、この時期に初めて実施するというので行ってみたのですが、とてもさわやかな天候の中で子供たちは元気はつらつと競技をしていて、この時期にした意味があってよかったなと思いました。ちょっと驚いたのは、平日開催なんですよ。自分は、保護者はともかく、地域へはPRしてなかったと思うので、どの程度来場者がいるのか気がかりでした。八名中の駐車場、結構広いんですけどほぼいっぱい、保護者の方は大勢みえました。早めに予定を知らせておけば休みが取れるので、平日開催でも問題ないということが分かりました。校長先生の話では、子供たちは、結構土日にスポーツクラブだとかいろいろな予定があることが多いので、参加をどうするか悩まなくても済むというメリットもあるということで、この時期の平日開催の意義を感じてきました。

以上です。

○職務代理者

貴重な報告ありがとうございました。

ほかにかがですか。

○委員

図書館ですけども、今高校生がテスト期間中で自習で使われていたりすると思うのですが、時間制限とか設けられているんですか。

○生涯共育課（図書館係）

2階の多目的スペースと郷土図書室については、午後7時までの利用で制限をさせていただいてい

ます。1階の閲覧コーナーは、午後7時45分までの利用で制限させていただいています。

○委員

あと特に、1人2時間までだよとか、

○生涯共育課（図書館係）

館内では滞在は4時間程度ということでお願いはしているんですけども、皆さん静かにやっていただいております。

○委員

ありがとうございます。

○職務代理者

ほかにはよろしかったでしょうか。

2点お礼を申し上げます。生涯共育課の説明で非常に分かりやすい資料をつけていただきました。前回、クロリティーは何かと、ちょっと困らせてしまいましたけど、こんなに分かりやすいほかのスポーツも本当に初めて見るものばかりでとても勉強になりまして、これありがとうございます。

もう1点は、本日の資料ですけども、前回のときに教育長にお願いをしまして、ところどころ最後の日付で予定がないところを黒塗りになっていまして、毎回見るたびにちょっとストレスがあるから何とかしてということをお願いしたら、今日はストレスなしに会議をさせていただいて、本当にありがとうございます。

ではよろしいですね。

日程第2 報告事項

○職務代理者

日程第2のほうに移らせていただきます。

報告事項、パワーハラスメント防止に関する要綱について、学校教育課のほうからお願いいたします。

○学校教育課長

左肩をホッチキスで閉じた厚めの紙の資料を用意させていただきました。ご覧ください。

実は、新城市の職員向けのハラスメントの防止に関する要綱というのはあったのですが、教職員に関するものがこれまでありませんでした。県のほうではきちんとハラスメント防止に関する要綱がありますので、それに倣って新城市の教職員向けにハラスメント防止に関する要綱を今回つくろうということで整備をしてみました。そこの次第には、パワーハラスメントと書きましたが、実はハラスメント3種類のものに関してそれぞれ防止に関する要綱が県のほうでは用意がされています。ですので同じように3種類用意してきました。まず1ページから10ページまでがパワハラです。パワーハラスメント防止等に関する要綱、下のページが、次にある1/8、全部で8ページの中の1ページというようになっていますが、これが妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントの防止に関する要綱、それをまためくっていただきますと、次は全体で9ページになる資料があります。9分の1、9分の2となっているんですけど、これがセクシャルハラスメントの防止等に関するということで、この3種類まとめて要綱をつくりましたので、ご承認いただきたいと思っております。

2ページに戻ってください。1枚はねていただくと、そこに黒い四角の枠があります。県立の要綱

を基にしたと言ったのですが、変更点をここにまとめました。県立学校と書いてあるものを市立学校に直したり、あと教職員課県立学校人事グループというのを新城市教育委員会学校教育課に直したり、それから相談を行う機関ですが、県のほうでは3か所あるんです。

総合センター相談部というのとそれから県立の各学校の学校長、それから教職員課人事グループという3種類あったものを、新城市は教育センターみたいな機関がありませんので、各学校の校長、それから新城市教育委員会学校教育課ということで、相談窓口を二つにさせていただき、修正をしたものがこの資料であります。非常に細かく、パワハラはどういうケースなのか、それから各ハラスメントはどういうものなのかというものも書かれております。ほぼほぼ見れば、そうだよなと思うことがあるんですが、セクハラ9分の4ページを見ると、一番下のところには、「性別により差別しようとする意識等に基づくもの」という中に、男の子、女の子、僕、坊や、お嬢さん、おじさん、おばさんなどの人格を認めないような呼び方をすることというのが入っていて、使い方によると思うのですが、こんなものもセクハラになる可能性があるよ、使い方によっては気をつけなさいよということも列記されております。これ、お認めいただければ、学校のほうに配布をして、ハラスメントに気をつけてください。あるいは、困ったことがあれば学校長あるいは市教委のほうに相談に来てくださいということで、通知をしたいと思っております。

ご検討をよろしく申し上げます。

○職務代理者

ありがとうございました。

今の報告に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

この点につきましては、何かご意見をいただきたいと思うのですが。鈴木委員どうでしょう、いかがですか。

こういう問題に直面していないと難しいかもしれないですけども。

夏目委員、お願いします。

○委員

すみません、よろしいでしょうか。

私もしっかりとした認識が、それから知識があるわけではありませんので、お伺いしたいということですけど、相談するときというんですけど、それは各校長先生か、この学校教育課に直接お話をしなければいけないことになるわけで、相談したいほど悩まれるようなときに校長先生に電話をして相談するのか、それもとてつても難しいような気がするのですが、そのような対応とか対策とかというのは、何か考えているのか、書かれているのでしょうか。今、伺っただけなのでちょっと分からないですけど、先ほどの子育てだとか、妊娠だとかと聞きますと、そういうことってとても大変なのに見た目では分からない、それを分かってもらうのだけでも大変なのに、相談をするというのは、すごく難しかったりだとか、言いにくかったりだとかあって、段階的なものが何かある要綱になっているものなのかということだけ教えてください。

○学校教育課長

例えば、7ページを見ていただくと、留意すべき事項についてのマニュアルみたいなのがあって、原則として二人の相談員で対応すること等があります。それから、セクハラ等でいくと性別を限定して相談をしたいというケースもあるというように書いてあります。なので、窓口が今のところ学校と

市教委しかないので相談しにくいという点も出てくるかと思えます。ただ、市の教育委員会には女性の職員もいますので、できるだけ今ある状況の中で相談しやすいような状況を考えながら、校長に言いくければ市教委に言ってもらおうというようなことで対応を考えております。

○委員

それを言ったからと言って不利益になるようなことにならないということから言いやすい環境というものも必要かなと思えますので、お願いいたします。

○教育長

今、ご指摘があったところで、実質的に学校現場でパワハラ等が起きたときになかなか教育委員会は敷居が高いということもあって、仮に校長からパワハラを受けたときにとということもあって、若干つけ加えて、例えば校長、教頭、教務、校務4役に相談をすとか、そういうことを口頭で職員に伝える、4役ならば教育委員会には報告しやすいと思うので、必ず校長か教頭のどちらかには言うと思うのですが、そうしたほうがいいのかも今、お話を伺って思いました。大体4役の中には、例外もあるんですけれども、男女入っている学校がほとんどなので、例外もあるのですが。

○委員

相談しやすく、相談した者が守られるといいかなと思えます。お願いします。

○職務代理者

ほかにはよろしいでしょうか。

夏目委員からもお話があったんですけれども、相談しにくいとかそういうことがあると思うんですけれど、それはもう体質的に事なかれ主義を通そうとする学校体質、これは日本全国だと思うんですけれども、それをまず変えていかないといけないのかなと、もし相談に来ましたら、よくぞ打ち明けてくれた、そういう形、それからそれは生徒だけではなくて、教師の方からでもこういうことで、失敗をしてしまったと、そういうときに校長、教育長が相談を受けたときによくぞ話してくれたと、むしろ評価をするという形にしていけないと、何かどうもネット上でいろいろ見ますと、何か事件が起こると、できればこれはなかったことにしようとか、そういう嫌な体質ができています。それを生徒も既に知っているの、これを言ったことによって先生に迷惑がかかるのではないとか、そういう思いがあるかもしれないので、そこをまず先生方が心を柔らかくして受け止めるという形にさせていただくのがいいかなと思えます。それはお願いしたいと思えます。新城から変えていけばいいと思えます。そんな気がしました。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項ですが、ここには書いてございませんけれども、あと2点学校教育課のほうから。

○学校教育課長

今の資料の後ろ4枚辺り、前回、非常に分かりにくい資料提示の仕方をして、よく分からなかったところがありましたので、再度、資料を提示させていただきました。

別表第2条関係（旧）という一覧があります。指定変更、市外の在住者が住んでいるところと違う学校に行きたいといったときに、この14の中のどれかに当てはまれば認めますという要件です。

それから区域外、市外の人が新城市の学校に通いたいといったときの要件でもあります。それが指定変更と区域外が混在しているのが（旧）の一覧です。中に「ただし、指定変更に限る」という言葉が入っている要件があります。それを整理してみると、枠外に丸をつけてあるんですが、ただし指定

変更に限るというのは、区域外は対象ではないので、そんな丸のつけ方になります。これが非常に分かりにくいので、新しい表にさせてもらえませんかという提案を前回させていただきました。

1枚はねていただいて、(新)というもの、これがまず指定変更、市内在住者向けです。14の案件が全てあてはあるので14まで書いてあります。3ページ、ページ数3と書いてあるのが区域外通学、市外在住者用の要件になります。丸の打ってないものを抜いたものがこれになっています。指定変更と区域外通学の2つに表を分けたい、というのが一つ目の提案です。

二つ目は、添付書類が(旧)の表にはないので、添付書類をつけた一覧を提示できるような形にしたいという提案です。

三つ目は、これが一番大変な問題ですが、14番目の要件のところに学区が入り込んでいるような場合、その住んでいるところの指定の学校に行くよりも隣の学校のほうが断然近いみたいなケースをこの間、紹介させていただいたんですが、その人たちが子供の安全のためにこっちに通いたいんだけどといったときに、救うというのか、いいよと許可を出すためには、14番目の案件の中に、「その他子供の安全確保等」という言葉を入れれば、そういったものが認めてあげやすくなる。これまでは、認められませんよと通してきました。これを入れてもいいですかというところを前回、検討させていただいたのですが、ただこれをやりだすと学区の概念が崩れてしまうかもしれない。入り組んだところで、隣の学校のほうが近いという人がどんどん出て来て、安全のため、安全のためというようになると、そのところの一带の人たちが違う学校へ行きだしちゃうのではないかなというように、そんな心配もあるということで、これも含めて保留になっておりました。

3点について、いま一度検討いただきたいと思って持ってまいりました。よろしくをお願いします。

○職務代理者

今、ご説明ありましたように14の子どもの「安全確保等」の文言を入れることに関して、皆さんからご意見をお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○委員

検討していただきたい点の1、2は整理されてわかりやすいかなと。3の「子供の安全確保等」という文言を入れる場合に、前回も申し上げましたように校区の境界に位置する場合、どこまで認めるかということは必ず出てくると思います。基本的に自分は、行政区を校区の指定に沿った形で学校指定をしないと、混乱の元になると受け止めています。

気になったので調べてみたのですが、指定変更等に関わる取扱いで隣接校区選択制を導入しているところは結構たくさんあるようで、例えば松山市とか浜松市は、小中学校の入学時に限って、通学距離が短くて安全だという理由で指定変更を認めているようです。長野県松本市の場合ですが、平成13年に通学距離を理由に短いほうの学校を選択できる制度にしたそうです。のべ1,000人以上が指定変更をしたということですが、平成13年から10年後に市議会がその制度の見直しを決議したそうです。その理由は、子供たちと地域との関係が希薄化する、愛郷心が育たないという理由、それから生徒数に偏りが出てくるという理由で、結局平成26年に見直されて、指定校までの距離を指定して、小学校なら1.5キロメートル、中学校なら2.5キロメートル、と距離を指定したそうです。それから小中連続の指定変更は認めないというように制度の見直しをされたという例がありました。

私は、こういうような例もあり、共育の理念から地域の子供は地域で育てるためにも、同じ行政区

で学校が違うことになると混乱が生じますし、やりづらさが必ず出てくると思いますので、やはり行政区は校区と一体であるべきだと思いました。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

○委員

近くのまちの例でいうと、豊橋の時習館高校の裏手にある中野小学校と福岡小学校があるんです。道を挟んで小学校が二つあるんです。あそこも校区をきちんと分けていて、ここからこっちは福岡小学校、ここからこっちは中野小学校、中学校はたしか別の中学校になると思うんですけど、あそこも行政区でパッチリと分けていて、道を挟んだこっちみたいな感じになっているので、うまくいっているようなので、ただし新城は最近、こども園が自宅に近いところではなくて、親御さんのお仕事の都合で違う学区のこども園に行く。うちも本当は東郷中なんですけど、東部保育園のほうが全然近いので、小学校も舟着小学校のほう近いんですけど、そうやって、やっている親御さんも多いので、結構その辺が小学校に上がるタイミングで保護者の方々が曖昧になっているところがあって、こども園でいいのに何で小学校はだめなんだというところがあるので、やはり線引きはきちんとするところはした方がいいのかなと思います。

○職務代理者

ありがとうございました。

○委員

線引きのところですけど、行政区でというのは私も賛成でそれがいいと思います。行政区というところから考えると、今曖昧になっている、どちらの学校に行かなくてはという行政区の縛りがあるんだから、もしそこで不便を感じている住民の方たちがいらっしゃるなら、行政区のところの曖昧の線をきっちり正すべきではないかという、そういうような大きな考え方で行くところが一つのやり方ではないかと思うので、考えていただけるとありがたいなと思います。

お願いします。

○職務代理者

ほかにはよろしいですか。

夏目委員いかがでしょうか。

○委員

今の夏目委員さんの発言に賛成です。

もっとも田舎のほうへ行きますと、行政区の合併なんてことも起こってきているようになりまして、全体を見直していくということは、これから必要なことではないかと思いました。

○職務代理者

鈴木委員、この件に関しましては、前からずっと問題にしているのですが、今、説明をお聞きになりまして、何かちょっとご意見があるようでしたら一言お願いできますか。

○委員

この文言は、新しく「子供の安全等を確保」というのを入れて、広く受け皿を広げるというよりは、

行政区で、パツンと切ってしまったほうが混乱もないし、行政区も今のままで。

私も前回、安全というものを図る判断基準というのがあるんですかとお伺いしたときに、安全なんです、安全ではないですというプレゼンターによって答えが違いますよねということをおっしゃっていただいたと思うんですけど、安全という言葉が曖昧である以上、わざわざ入れて不安定にこの文章をする必要があるのかなというのと、そもそもこの文言がなくてもうちの子をこうしたいですというお母さんが来るということは、これである程度の受け皿になっているのかなと思いますので、わざわざ不安となるような言葉をここに入れる必要はないのかなということをおもいます。

○職務代理者

教育委員としての意見もある程度まとまりまして、方向性が定まってきたかなという気がいたしますが、あとは、これらの意見を受けて、ご検討よろしくお願ひします。

もう1点ございますね。追加で、お願ひします。

○教育総務課長

教育総務課ですが、来月開催されます市議会6月定例会での教育総務課からの提出予定議案について、少し説明をさせていただきたいと思ひます。

教育総務課では補正予算と和解及び損害賠償の額の決定という2点、提出の予定をしております。まず、補正予算では、新型コロナウイルス対策事業として、トイレ洋式化事業の設計委託料を計上しております。3月の定例教育委員会会議で報告させていただきました学校トイレ改修計画案について、その後、庁内で検討協議を行い、トイレの洋式化が国の新型コロナウイルス対策事業交付金の対象事業となることから、早期に着手することといたしました。教育委員会会議での説明では、令和5年度に設計、6年度から工事予定という説明をさせていただきましたが、前倒しで実施するよう補正予算の上程を行うところです。

本日お配りさせていただきました資料で、A4縦のもので整備スケジュール、細かいですが、表が2段になったものがありますが、上段の表が3月の定例会で説明させていただきました事業スケジュールであります。この実施予定につきましても見直しを行いまして、まず小学校を全て行ってしまふ。それから中学校を行う、その後、体育館を行うという順番で実施を予定しております。

今年度、令和4年度につきましては、新城地区の小学校、新城小学校から庭野小学校までの7校について、6月補正としまして、委託費というのは設計費の委託になります。その新城地区の小学校の設計委託費を6月補正で要求しまして、そのあと9月補正で東郷東小学校、舟着小学校、八名小学校、庭野小学校の工事費の要求を行う予定です。令和4年度中にはこの四つの小学校について工事を完了する予定で進めていきます。若干、各学校のスケジュールも変わっておりますが、こうしたことで前倒しで行っていくよう事業を進めておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、学校施設の劣化度を調査するための学校施設構造体耐久調査業務委託費というものを計上しております。これは、学校校舎についてどの程度の耐用年数が今後見込めるかを調査するものです。建築年次の古い学校が多いことから、調査結果によっては今後、大規模な改修や改築、あるいは建て替えの検討が必要となる学校も多数出ることが予測されますので、先ほどのトイレの洋式化につきましては、必要最低限の生活様式への対応と臭いの改善、それから感染症対策ということを主目的に行っていきたいと考えております。

それから共同調理場関連の予算としまして、八名小学校の給食室改修に先立ちまして、焼却炉の解

体に伴うダイオキシン調査の委託料、それから東郷西小学校、八名小学校、鳳来中部小学校の敷地境界確定のための用地測量、登記業務委託料などを計上しております。

また、愛知県の用地取得に関しまして、所有権移転までの間、借地をする必要が想定されますので、その借地料について予算を計上しているところです。

共同調理場のスケジュールにつきましては、本日お配りしましたA3の横長のもの、カラー刷りのものですが、ご覧いただきたいと思います。黄色い色で塗ってあるものは既に着手済みのものです。緑色のものは今後、事業着手していくものということになります。

簡単に説明させていただきますと、上のほうが共同調理場の建設に向けたスケジュールになります。

今年の秋頃から準備工事として外構の樹木の伐採だとか、擁壁工事などを行います。共同調理場の本体工事につきましては、今年度の末、3月頃には本契約を行ってきたいと考えております。

それに併せまして、建設予定地の市道を挟んだ北側に駐車場を整備してまいります。現在整備工事の実施設計業務の委託をしております。駐車場の整備につきましては、今年度秋口から行いまして、途中本体工事の建設工事期間中は資材置場としてここを活用することが想定されますので、舗装までは行いません。駐車場の整備を完全に仕上げるのは、令和6年度の供用開始直前に完了する予定で計画をしております。

それからその下が各小学校の受入れ施設への改修に関する事業であります。現在の給食室を取り壊し、新たに受入れ施設を建てます新城小学校、新城中学校の建て替え設計の基礎になります地質調査の業務を完了いたしました。今後、建築年次の新しい黄柳川小学校、鳳来寺小学校、作手小学校以外の学校について、改修場所のアスベスト調査を行ってまいります。

それから改修の実施設計業務につきましては、今年度行っていきますが、新城小学校につきましては、法的な手続で一つの県の許可が必要になる手続が余分にありますので、ここについては来年の5月までの工期を予定しております。実際に改修工事に入るのは、令和5年度に入ってからになります。

それから県の用地取得につきましては、現在道路区域から除外する公告が県のほうでされまして、その後4か月間は県の管理期間ということで実際手がつけられない状態になっております。7月3日に管理期間が満了となりますので、その後所有権移転の手続に入ります。順調にいけば10月半ばぐらいには所有権移転が完了して市の土地になるという予定です。

それからその下につきましては、共同調理場の運営事業としまして今度はソフト面の事業になります。現在、業者選定を行うための準備を進めております。業者選定につきましては、プロポーザル方式ということで現在予定をしております。5月末には第1回のプロポーザル評価委員会を開催する予定をしております。

実際に調理業務に入るのは令和6年の9月以降になりますが、その間の期間につきましては、アドバイザー業務を委託するというので、運業者と一緒に共同調理場の設計についていろいろ意見をいただいたり、受入れ側の学校の改修についていろいろ意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

それから昨年度に策定をしました学校給食の基本方針を今後、具体的に進めていくための推進計画を策定してまいります。7月頃から検討会を進めまして、年内にはある程度のものを作成していきたいと考えております。

その下、食材の納入に関しましては、今後現状の把握と業者のヒアリング等を行いまして、こちら

も納入物資の検討委員会、仮称ですがこちらを設けまして、こちらを設けましてそこで検討を図ってまいります。

下ですが、給食費の公会計化ということで、現在各学校、現状の把握をしておりますので、年内には方針を決定して、学校と調整をしていきたいと考えております。実際に公会計化として行っていくのは、共同調理場運用開始になります令和6年9月以降ということで現在予定をしているところです。

ざっと簡単ですが、共同調理場のスケジュールについてはこういったところです。

それからもう1点の提出議案で、和解及び損害賠償の額についてということで、内容につきましては平成27年度に作手小学校を建設しております。その際の基礎工事を行うときに、現在の地盤を2メートルほど掘削をしました。そうしたところ近隣に住まわれているお方で、井戸水を使っているという居住者の方の井戸水がかなり水量が減ってしまって、生活に支障が出てしまった状況になりました。それがおそらく基礎工事のために掘削したことから水道が変わって、そこでかなりの湧き水があって、実際工事のときもポンプで水を排水しながら基礎工事を行ったという状況から、おそらくそれが原因であろうということで、ただその状況につきまして令和4年の6月頃までは水量が元に戻るかもしれないので、経過観察をするということでお互い協議をして覚書を交わして、経過観察をしてきました。その間は、井戸水に代わって水道水を使用できるように市で仮設の配管を設置し、その使った水道分については、市のほうで補填をするということで井戸水に代わって行ってきたのですが、その観察期間も満了が迫ってきております。現在においても水量は回復しておりません。ということから今後、回復する見込みもないということで相手方の生活における支障を解消するための解決金をお支払いして和解をすることということで、その和解をすることについて議会の議決が必要になりますので、この6月議会で議案をして上程させていただくという状況であります。

議会については以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

報告事項、ほかはよろしかったですね。大丈夫ですね。

ご質問があるようでしたらお願いします。

○委員

トイレの洋式化の点ですが、コロナの交付金の対象になるということで、工事が早められるということで、これは非常にいい明るいニュースだなと思います。ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○職務代理者

ほかに何か。

○教育総務課長

トイレの改修につきましては、先ほども言いましたように生活様式への対応と臭いの解消と衛生管理の関係です。なので、3月に説明させていただきました床を全部はつって、乾式化してというところまでは、今回は行いません。校舎の耐力調査の結果を踏まえてどういった改修が必要になってくるのかということも併せて、あまりそこにお金が投資できないということがあって、必要最低限の便器の交換と床のコーディングをして臭いを押さえるというところの工事になりますので、きれいなトイレに生まれ変わるというような改修にはならないということをご了解いただきたいと思います。

○職務代理者

ほかによろしかったですか

それでは教育長のほうもよろしいですか。

どうもありがとうございました。

次回の定例会議は、6月23日木曜日になりますので、お願いいたします。

それでは令和4年5月定例教育委員会会議をこれで終わります。

どうも皆さんありがとうございました。

閉会 午後3時35分